

活動を支援します 農地維持支払交付金・資源向上支払交付金

問農業振興課(市役所4階) ☎32-2079

農業が持つ多面的な機能を維持・発揮させるため、地域で行う農地や農業用水路などの地域資源を保全管理 する活動(草刈り・泥上げなど)や、その質を向上させる活動(植栽活動・農道の舗装化など)を支援します。

交付金の種類と内容

農地維持支払交付金 資源向上支払交付金 次の両方に取り組む場合に交付します。 地域資源の質的向上を図る共同活動(現行の農地・ 地域資源の基礎的保全活動 水保全管理支払を組み替え・名称変更するもの) 活動例:農地法面の草刈り、水路の泥上げなど 活動例:施設の軽微な補修、生態系保全や景観形 地域資源の適切な保全管理のための推進活動 成、多面的機能の増進など 活動例:農村の構造変化に対応した体制の拡充

施設の長寿命化のための活動

活動例:水路の補修や更新、農道のコンクリート 舗装など

対象者(活動組織) 農業者と地域住民などで構成する活動組織 ※農地維持支払は、農業者のみで構成する活動組織でも可

や強化、保全管理構想の作成など

対象農用地 農振農用地区域内にある一団の農用地 (おおむね 20 ヘクター ル以上)

※農地維持支払は、農振農用地と一体的に取り組む必要がある農用地も 対象になります

交付金額

区 分	交付単価(10アール当たり)	
①農地維持支払交付金	田:3,000円 畑:2,000円	
②資源向上支払交付金(共同活動)	田:2,400円 畑:1,440円	
③資源向上支払交付金(長寿命化)	田:4,400円 畑:2,000円	

※農地・水保全管理支払を5年以上継続している地区は、②の交付単価 は4分の3(田:1,800円、畑:1,080円)になります

※②は、①と併せて取り組むことが必要です

※①②③を一緒に取り組む場合、②の交付単価は4分の3になります

締め切り 6月30日(月)

※組織の設立や活動計画書の作成などには時間が掛かります。詳しくは、お問い合わせください

Q1 現行の農地・水保全管理支払はどうな

りますか?

&

A1 農地・水保全管理支払は、資源向上支 払(共動活動)に移行します。農地・水保 全管理支払の活動組織であれば、新たに農 地維持支払と資源向上支払に取り組むこと ができます。

今回から支払対象が拡大され、支援水準 も増額になっています。

Q2 農地維持支払、資源向上支払と中山間 地域等直接支払を同一地区で取り組むこと はできますか?

A2 同一地区で取り組むことは可能です。 中山間地域等直接支払の対象地区には、す でに集落協定の実施のための組織があるの で、これを活用して農地維持支払などに積 極的に取り組んでもらいたいと考えていま す。

これからの農地、水路、農 道などの保全管理について、 みんなで考えて体制を強化 していこう!



消費税率の改正に伴い

市の公共料金の 改定を行います

~ご理解をお願いいたします~

4月1日から、消費税率が5%から8 %に引き上げられます。

これに伴い、市では、消費税法により 課税対象となっている「水道料金」や 「各種施設の使用料」など公共料金の改 定を行いますので、ご理解をお願いいた します。

料金など、詳しくは担当部 署にお問い合わせください。

国民年金保険料が改正されます

間保険年金課(市役所1階7番窓□) ☎32-2072または各 支所市民生活課、津山年金事務所(田町)☎31-2363

保険料 月額15,250円 (6カ月分・1年分の保険料を、 まとめて前払いすると、割引きが適用されます)

現金納付で前払いの場合

1年分前払い保険料	179.750円	(3.250円引き)
6カ月分前払い保険料	90.760円	(740円引き)

一部免除制度

経済的な理由により保険料を納めることが困難な場合に は、保険料の支払いが免除される制度があります。

免除の段階ごとの納付する保険料

1/4免除(3/4納付)	月額 11,440円
半額免除	月額 7,630円
3/4免除(1/4納付)	月額 3,810円

支払方法

4月上旬に日本年金機構が送付する納付書で、金融機関 や郵便局、コンビニエンスストアでお支払いください。

また、口座振替やクレジットカードでの支払いもできま す。前払制度を利用する人は、保険年金課または年金事務 所で早めに手続きを行ってください。

70歳以上の国民健康保険被保険者の自己負担割合が変わります

間保険年金課(市役所1階9番窓口)☎32-2071または各支所市民生活課

現在、国民健康保険に加入している70歳から74歳までの人の自己負担割合は1割(現役並み所得者は3 割)ですが、平成26年4月以降、次のように変更となります。

区 分	自己負担割合	受給者証の送付時期
平成26年4月2日以降に70歳の 誕生日を迎える人(誕生日が昭 和19年4月2日以降の人)	2割 (70歳に達する月の翌月(ただ) し、各月の1日が誕生日の人は、 その月)以後の診療分から	70歳に到達する月の下旬
平成26年4月1日までに70歳の 誕生日を迎えた人	1割	受給者証の「一部負担割合」欄に 「2割(ただし、平成26年3月31 日までは1割)」と記載されてい る人は3月下旬

- ※現役並み所得者とは、前年中の課税所得が145万円以上の70歳から74歳までの 人です
- ※現役並み所得者は、これまでどおり3割負担です
- ※今回の負担割合の見直しによる、高額療養費限度額や高額介護合算療養費限度 額の変更はありません



9 2014.3